

新潟県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和6年3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第30号

新潟県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

新潟県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（令和3年新潟県条例第48号）の施行期日は、令和6年4月1日とする。